相続人・遺産調査のご案内

こんなお悩みありませんか?

「相続で戸籍謄本を集めなければいけないけど、自分にできるのか心配・・・」

「戸籍を集めたけれども、これでは足りないと言われた・・・」

「原戸籍や除籍がいると言われたけど、よくわからない・・・」

「相続財産がどこにあるかわからない。土地の評価額が妥当か知りたい」





手間のかかる相続人調査や難しい遺産調査は、お任せください。 弁護士であれば、その後の手続(相続手続、遺産分割の交渉など)も スムーズに進めることができます。

【弁護士費用の目安】

種類	相続人調査	遺産調査	相続人·遺産調査
手数料	5.5万円 (相続人6人まで※1)	5.5万円 (照会先6件まで※2)	11万円 (相続人6人・照会先6件まで※1·2)

【サービス内容】

サービス内容	相続人調査	遺産調査	相続人・遺産調査
戸籍謄本等の収集	0		0
相続人関係図の作成	0		0
金融機関等への照会		0	0
遺産目録の作成		0	0
法定相続情報の申請	+5,500円	+5,500円	0
遺言の検索(法務局)※3	+5,500円	+5,500円	0
遺言の検索(公証役場)※4	+11,000円	+11,000円	+11,000円
相続放棄申述の照会	+22,000円	+22,000円	+22,000円

- ※1 相続人が6人を超える場合は、1人追加ごとに1.1万円加算となります。
- ※2 照会先(金融機関、市町村役場等)が6件を超える場合は、1件追加ごとに1.1万円加算となります。
- ※3 自筆証書遺言に係る遺言書保管事実証明書・遺言書情報証明書の交付請求書の作成、必要書類等の準備をいたします。
- ※4 任意代理人として、公証役場において公正証書遺言の検索・謄本の交付請求をいたします。
- ・弁護士費用の金額(消費税込)は目安であり、事案によって異なることがあります。
- ・その他実費(郵送料、戸籍謄本の手数料等)をご負担いただきます。

2023.5



相続手続の代行のご案内

こんなお悩みありませんか?

「金融機関に問い合わせたり、書類を郵送したりするのが面倒・・・」

「平日の日中は仕事で金融機関や法務局へ行けない・・・」

「遺産分割の話合いで疲れたので、相続手続は丸ごと誰かに任せたい」





遺産分割協議の成立・調停成立・審判確定の後、ご依頼者様の代理人として、預貯金の解約、保険金の請求等の相続手続を迅速に行います。 司法書士、税理士等と協力し、ワンストップで各種手続を代行します。

【弁護士費用の目安】

種類	遺産分割協議書の作成	相続手続の代行
手数料 1	11万円	積極財産が5000万円以下 積極財産×2.2%+33万円
	~22万円	積極財産が5000万0001円以上、1億円以下 積極財産×1.65%+143万円

【サービス内容】

サービス内容	遺産分割協議書の作成	相続手続の代行
遺産分割協議書の作成	0	
預金口座の解約等		0
有価証券等の名義変更		0
保険金の請求		0
代償金の送金		0
不動産の名義変更	司法書士の照会可	司法書士の照会可
不動産の売却※	不動産業者の紹介可	不動産業者の紹介可
相続税の申告	税理士の照会可	税理士の照会可

※不動産業者の紹介に加えて不動産の売却手続の代行(契約締結交渉)を希望される場合は、別途、弁護士費用が発生します。

・弁護士費用の金額(消費税込)は目安であり、事案によって異なることがあります。

・司法書士、税理士及び不動産業者の紹介は、ご依頼者様と当法人との委任契約の内容には含まれません。

・その他実費(郵送料等)をご負担いただきます。

2023.5



遺産分割協議のご案内

こんなお悩みありませんか?

「相続人に知らない人がいて、遺産分割の**協議を進めるのがこわい・・・**」

「遺産分割協議の**進め方が、よくわからない・・・**」

「他の相続人に押し切られ、**自分に不利な遺産分割になりそう・・・**」

「相続人の一人だけ生前贈与を受けている。考慮されるの?」



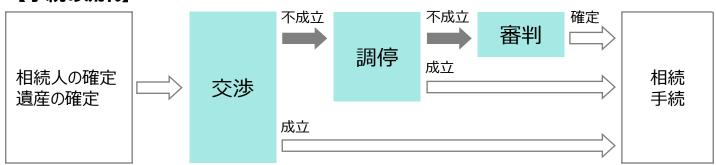


弁護士が**ご依頼者様の代理人**として、遺産分割の協議(交渉)を行い、 調停手続や審判手続に至った場合は主張・立証を行います。



ご依頼者様のお気持ちに寄り添いながら、ご依頼者様が望まれる解決を 導くために適切なアドバイスをいたします。

【手続の流れ】



【弁護士費用の目安(ご依頼者様1人あたり)】

種類	交渉	調停	審判
着手金	22万円	調停からのご依頼の場合 33万円 交渉から移行した場合 11万円	調停から移行した場合 11万円
報酬金	経済的利益×11%(最低額 55万円)		
出廷日当	なし	調停期日と審判期日で 1期日につき	を通算して9回目以降 2.2万円

・弁護士費用の金額(消費税込)は目安であり、事案によって異なることがあります。

[・]不動産の確認など遠方への移動を伴う場合は、出張日当(半日3.3万円、一日5.5万円)をご負担いただく場合があります。 ・その他実費(郵送料、家庭裁判所へ納付する収入印紙代、交通費等)をご負担いただきます。ただし、当弁護士法人は、京都家庭裁判所 大阪家庭裁判所(本庁)、奈良家庭裁判所 、大津家庭裁判所(本庁)および神戸家庭裁判所(本庁)への交通 費は、いただきません。







【サービス内容 遺産分割の交渉】

サービス内容	詳細
遺産分割案の提案	ご依頼者の要望、遺産の種類、具体的相続分等をもとに、遺産分割の 内容を提案します。
遺産分割協議のアドバイス	ご依頼者が望まれる解決を導くために、知識・経験・裁判例等をふまえて、 適切にアドバイスします。
遺産分割の交渉代理	ご依頼者の代理人として遺産分割協議を進めます。 また、証拠を収集し、整理して他の相続人に送付します。
遺産分割協議書の作成	協議がまとまった場合は、遺産分割協議書を作成します。
遺産分割協議書の受領・確認	他の相続人から遺産分割協議書を受領し、相続人全員の実印による押印がなされているか確認します。

【サービス内容 遺産分割の調停・審判】

サービス内容	詳細
遺産分割案の提案	ご依頼者様の要望、遺産の種類、具体的相続分等をもとに、遺産分割の 内容を提案します。
進行に関するアドバイス	ご依頼者様が望まれる解決に導くために、知識・経験・裁判例等をふまえて、 調停・審判の進行についてアドバイスいたします。
主張書面・証拠等の提出	ご依頼者様の代理人として、口頭・書面による主張を行います。 また、証拠を収集し、整理して裁判所に提出します。
調停期日・審判期日への出席	ご依頼者様とともに又は単独で期日に出席します。 調停委員や調停官・審判官の発言の意味をわかりやすく説明します。
調停調書・審判書の受領等	調停が成立した場合は調停調書、審判の場合は審判書を受領します。 審判の場合は、さらに確定証明書の申請して受領します。

【弁護士費用の例】

亡父(被相続人)の相続人は、妻・長女・長男の3人。 相続財産の総額4800万円。遺言はない。

遺産の範囲と相続分について認識の不一致から対立。

長女が弁護士に依頼し、遺産分割協議が成立した結果、 1200万円を獲得できた場合。

着手金 22万円

報酬金 経済的利益1200万円×11%=132万円

弁護士費用の合計:154万円(税込)

長女の差引獲得金額:1046万円

